

仙台市創エネルギー導入促進助成金交付事業審査委員会設置要綱

(平成 27 年 11 月 4 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 仙台市創エネルギー導入促進助成金（以下「助成金」という。）の交付につき、仙台市創エネルギー導入促進助成金交付要綱（平成 27 年 11 月 4 日決裁。次条第 1 号において「交付要綱」という。）に定める目的の達成に向けた総合的かつ専門的な見地からの意見を聴取するため、仙台市創エネルギー導入促進助成金交付事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、助成金の交付の指定の申請があった事業について、次の事項を審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 交付要綱第 4 条に定める交付対象事業への適合性
- (2) 事業の継続性
- (3) 周辺地域の環境に与える影響
- (4) 地域への貢献度
- (5) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員会は、委員 4 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 助成金の交付の指定の申請があった事業に利害関係を有する委員は、当該事業の審議に加わることができない。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、環境局脱炭素都市推進部脱炭素経営推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 9 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。